

大口町告示第50号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第28条に基づく一部負担金の徴収について、大口町予防接種一部負担金徴収要綱第3条の規定により次のとおり定めるものとする。

平成29年3月29日

大口町長 鈴木雅博

対象となる予防接種	一部負担金の額
高齢者肺炎球菌予防接種	2,000円